

一宮市優良工事表彰要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、一宮市が発注した建設工事（以下「工事」という。）のうち、その施工に関し、優れた成績で完成させた請負者を表彰することにより、請負者の施工に対する意欲を高めるとともに技術の向上を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰の対象は、表彰の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事の中で、優秀な成績で工事を完了させた請負者とする。

(表彰の審査基準)

第 3 条 表彰の審査基準は、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 工事成績評点表の評点合計が 80 点以上の工事を表彰の基準とし、かつ、表彰対象年度中に完成した、すべての工事成績評点表の評点合計が 65 点以上であること。
- (2) 表彰対象年度及び表彰の当日までの間に、一宮市の指名停止処分を受けていないこと。
- (3) その他表彰にふさわしくない行為等がないこと。

(推 薦)

第 4 条 工事担当課長は、工事の内容が契約の条件に従って確実に履行されて他の模範となるものであり、別表に定める推薦基準を基に推薦順位及び推薦理由を付して推薦するものとする。

(委員会の設置)

第 5 条 優良工事を選定するための審査を行うため、一宮市優良工事表彰委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織及び職務)

第 6 条 委員会は、副市長、総務部長及び同部次長並びに一宮市建設協議会設置規程（昭和 45 年一宮市規程第 2 号）第 3 条第 2 項で規定する職員をもって組織する。

- 2 委員長には福井副市長を、副委員長には田中副市長及び水道事業等管理者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、田中副市長がその職務を代理する。

(選 考)

第 7 条 委員会は、第 4 条で推薦のあった工事について審査基準及び推薦基準を基に、総合的判断により選考するものとする。

(選考手順)

第 8 条 優良工事の選考手順は、次のとおりとする。

- (1) 委員会委員長は、工事担当課長に対し、年度当初に優良工事の推薦依頼書（様式第1号）により照会する。
- (2) 工事担当課長は、第4条の規定に基づき、委員会委員長あて回答書（様式第2号）に優良工事推薦調書（様式第3号）を添付して回答する。
- (3) 委員会は、優良工事推薦調書を基に審査、選考を行う。

（表 彰）

第9条 市長は、委員会の報告に基づき表彰者を決定する。

2 表彰は、表彰状（様式第4号）を授与して行うものとする。

3 表彰は、原則として毎年1回実施するものとする。

（庶 務）

第10条 委員会の庶務は、総務部工事検査課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日（平成18年4月14日）から施行し、平成18年度完了工事から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月20日から適用する。

（様式第4号（第9条第2項）の一部を改正）

付 則

この要綱は、令和3年5月1日から適用する。

（様式第4号（第9条第2項）の一部を改正）

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から適用する。

（第6条第2項及び第4項の一部を改正）

別表（第4条関係）

推薦基準

- （１） 工事に関し困難な自然的、社会的条件を克服して工事を完成し、優れた成果をあげたもの。
- ア 地形・地質条件、施工規模・条件、工法、その他施工上の技術的条件が特殊な工事
- ・地下水等湧水が多く困難な工事
 - ・軟弱地盤上での工事
 - ・地中埋設物等、地中内の作業障害物による対応に迫られた工事
 - ・圧気内労働や高所等の労働環境が厳しい工事
 - ・狭隘な施工ヤードでの工事等、作業スペースの制約を受けた工事
 - ・施工事例の少ない特殊な工事
 - ・高度な技術を要する新技術、新工法を採用した工事 等
- イ 天候の影響を大きく受けた工事
- ウ 影響の大きな施設、構造物に近接して施工する工事
- エ 大規模な現道の切り回し、交通規制、占有物件の移設を伴う工事
- オ 交通量の非常に多い道路、又は市街地等の家屋密集地、商業活動が非常に多い地区など工事進捗に多大な影響を与えた工事
- ・工事進捗に制約を受ける交通規制等路線条件が厳しい工事
 - ・交通量が多い夜間工事 等
- カ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、電波障害、日照、土壌汚染、悪臭等、環境対策の制約や地元・他機関との調整などが特に多い工事
- キ 既存施設を使用しながらの大規模な改修工事
- ク 敷地内及び周辺部の工作物、配線配管等の大規模な移設、切り回しを伴う工事
- ケ 競合工事で制約を大きく受けた工事
- （２） 新技術、新工法の活用及び省力化等により、能率増進に顕著な成果をあげたもの。
- （３） 工事に関し（施工関係、品質関係、安全衛生関係、施工管理関係等）創意工夫に努め、他の請負者の模範として推奨すべき顕著な成果をあげたもの。
- （４） 工事に関し災害関連、技術提案、環境保全、イメージアップ等で、他の請負者の模範として推奨すべき顕著な成果をあげたもの。
- （５） 前各号に掲げるもののほか、優れた特徴を有し他の請負者の模範として推奨すべき顕著な成果をあげたもの。